

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-1-5 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月20日までに金融庁監督局長へ報告することとする。 (参考) <u>参考様式4-14</u></p> <p>(2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあつては、所属組合が漁協の場合、知事に報告することとし、財務局長にあつては、金融庁監督局長に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、<u>参考様式4-14</u>によることとする。 ①～⑦ (略)</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p>	<p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-1-5 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月20日までに金融庁監督局長へ報告することとする。 (参考) <u>参考様式4-10</u></p> <p>(2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあつては、所属組合が漁協の場合、知事に報告することとし、財務局長にあつては、金融庁監督局長に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、<u>参考様式4-10</u>によることとする。 ①～⑦ (略)</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p>

改正案	現 行
IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項	IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項
IV-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項	IV-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項
許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。	許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。
(参考) 参考様式 4-1 及び 4-2	(参考) 参考様式 4-1 及び 4-2
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(削る)	<u>(3) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称(信用事業命令 50 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号)</u>
	<u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、「(株)○○」等と略さずに、「株式会社○○」、「○○株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。</u>
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
IV-3-2-1-2-3 添付書類	IV-3-2-1-2-3 添付書類
添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。	添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。
(1) (略)	(1) (略)

改正案	現 行
<p>(2) 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 2 号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施体制」(信用事業命令第 50 条の 3 第 1 項第 3 号)は、信用事業命令第 50 条の 3 第 2 項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 13 号</u>の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p> <p>(3) 「履歴書」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号イ)及び「役員の履歴書」(同項第 2 号イ)</p> <p>①・② [略]</p> <p>(4) 「住民票の抄本」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ)</p> <p>「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。</p> <p>①～④ [略]</p>	<p>(2) 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 2 号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施体制」(信用事業命令第 50 条の 3 第 1 項第 3 号)は、信用事業命令第 50 条の 3 第 2 項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>信用事業命令第 50 条の 4 第 13 号</u>の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p> <p>(3) 「履歴書」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 号)及び「役員の履歴書」(同条第 2 号)</p> <p>①・② [略]</p> <p>(4) 「住民票の抄本」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 号及び第 2 号)</p> <p>「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。</p> <p>①～④ [略]</p>

改正案	現行
<p>(5) 「これに代わる書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ)            国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イの「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(6) 「第 50 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号イ)            (略)</p> <p>(7) 「第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 2 号イ)            「第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、<u>同号イから二</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 「役員が第 50 条の 7 第 4 号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 2 号イ)</p>	<p>(5) 「これに代わる書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 号及び第 2 号)            国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、信用事業命令第 50 条の 4 第 1 号及び第 2 号の「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(6) 「第 50 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 号)            (略)</p> <p>(7) 「第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 2 号)            「第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、<u>同号イから八</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 「役員が第 50 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 2 号)</p>

改正案	現 行
<p>「役員が第 50 条の 7 第 4 号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>	<p>「役員が第 50 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>
<p>(9) <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称（信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号ハ及びニ並びに第 2 号ハ及びニ）</u>  <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」又は「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されたものを提出させるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(10) <u>「委託契約書の案」（信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 4 号）</u>  ①・② （略）</p>	<p>(9) <u>「委託契約書の案」（信用事業命令第 50 条の 4 第 3 号及び第 4 号）</u>  ①・② （略）</p>
<p>(11) <u>「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」（信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 5 号）</u>  ①・② （略）</p>	<p>(10) <u>「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」（信用事業命令第 50 条の 4 第 5 号）</u>  ①・② （略）</p>

改正案	現 行
<p>(12) 「財産に関する調書」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 6 号) (略)</p>	<p>(11) 「財産に関する調書」(信用事業命令第 50 条の 4 第 6 号)  (略)</p>
<p>(13) 「保証を証する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 10 号) (略)</p>	<p>(12) 「保証を証する書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 10 号)  (略)</p>
<p>(14) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 11 号) (略)</p>	<p>(13) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 11 号) (略)</p>
<p>(15) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 14 号) (略)</p>	<p>(14) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(信用事業命令第 50 条の 4 第 14 号) (略)</p>
<p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査</p>	<p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査</p>
<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の (1) 及び (2) のとお</p>	<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の (1) 及び (2) のとお</p>

改正案	現 行
<p>りである。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 6 号から第 10 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>りである。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 50 条の 4 第 6 号から第 10 号まで及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p>	<p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p>
<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 50 条の 4 第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>IV-3-2-2-3 社会的信用に関する審査</p>	<p>IV-3-2-2-3 社会的信用に関する審査</p>

改正案	現 行
<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>IV-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 6 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（1）から（6）のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項に基づく書類並びに信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 11 号から第 14 号までに基づく書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第 50 条 7 第 6 号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 3 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 3 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当</p>	<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、信用事業命令第 50 条の 4 第 1 号、第 2 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>IV-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第 50 条の 7 第 6 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（1）から（6）のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項に基づく書類並びに信用事業命令第 50 条の 4 第 3 号、第 4 号及び第 11 号から第 14 号までに基づく書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第 50 条 7 第 6 号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 3 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 3 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当</p>

改正案	現 行
<p>該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ            確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証し            なければならないことに留意する。)</p>	<p>該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ            確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証し            なければならないことに留意する。)</p>
<p>(1) ~ (6) (略)</p>	<p>(1) ~ (6) (略)</p>
<p>IV-3-2-3-1-1 許可番号</p>	<p>IV-3-2-3-1-1 許可番号</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 許可番号の取扱い            ①・② (略)            ③ 許可番号を参考様式4-14により管理するものとする。</p>	<p>(2) 許可番号の取扱い            ①・② (略)            ③ 許可番号を参考様式4-10により管理するものとする。</p>
<p>IV-3-3 届出の受理に係る留意事項</p>	<p>IV-3-3 届出の受理に係る留意事項</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 準用銀行法第52条の39及び信用事業命令第50条の9に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に行う業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記IV-3-3(1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類J-金融, 保険業に属する場合にあっては細分類)における分</p>	<p>(2) 準用銀行法第52条の39及び信用事業命令第50条の9に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に行う業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記IV-3-3(1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類J-金融, 保険業に属する場合にあっては細分類)における分</p>

改 正 案	現 行
<p>類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p>	<p>類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p>
<p>(参考) 参考様式 <u>4-4、4-9～4-12</u></p>	<p>(参考) 参考様式 <u>4-4</u></p>
<p>特定信用事業代理業の許可 参考様式 4-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p>	<p>特定信用事業代理業の許可 参考様式 4-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p>
<p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p>	<p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p>
<p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p>	<p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p>
<p style="text-align: center;">特定信用事業代理業に係る許可申請書</p>	<p style="text-align: center;">特定信用事業代理業に係る許可申請書</p>
<p>水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法</p>	<p>水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法</p>

改正案	現 行
<p>(以下「準用銀行法」という。)第52条の37第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>	<p>(以下「準用銀行法」という。)第52条の37第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>
<p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(以下「信用事業命令」という。)第50条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面</li> <li>2～5 (略)</li> <li>6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)</li> <li>7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)</li> <li>8・9 (略)</li> <li>10 信用事業命令第50条の7第5号に該当しないことを誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)</li> <li>11 役員が信用事業命令第50条の7第4号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)</li> <li>12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合に</li> </ol>	<p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面</li> <li>2～5 (略)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>6・7 (略)</li> <li>8 信用事業命令第50条の7第5号に該当しないことを誓約する書面</li> <li>9 役員が信用事業命令第50条の7第4号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面</li> <li>(新設)</li> </ol>

改正案	現 行												
<p><u>は、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</u></p> <p><u>13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</u></p> <p><u>14～19</u> （略）</p> <p><u>20</u> 所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面</p> <p><u>21～27</u> （略）</p> <p>（第 2 面）</p>	<p>（新設）</p> <p><u>10～15</u> （略）</p> <p><u>16</u> 所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の 4 第 6 号及び第 7 号に規定する書面</p> <p><u>17～23</u> （略）</p> <p>（第 2 面）</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="136 970 593 1045">1. 商号、名称又は氏名</td> <td data-bbox="593 970 1115 1045"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1045 593 1120">2. 役 員 の 氏 名</td> <td data-bbox="593 1045 1115 1120">別添 1（第 3 面）のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1120 593 1267">3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地</td> <td data-bbox="593 1120 1115 1267">別添 2（第 4 面）のとおり</td> </tr> </table>	1. 商号、名称又は氏名		2. 役 員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり	3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2（第 4 面）のとおり	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 970 1572 1045">1. 商号、名称又は氏名</td> <td data-bbox="1572 970 2103 1045"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1045 1572 1120">2. 役 員 の 氏 名</td> <td data-bbox="1572 1045 2103 1120">別添 1（第 3 面）のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1120 1572 1267">3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地</td> <td data-bbox="1572 1120 2103 1267">別添 2（第 4 面）のとおり</td> </tr> </table>	1. 商号、名称又は氏名		2. 役 員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり	3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2（第 4 面）のとおり
1. 商号、名称又は氏名													
2. 役 員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり												
3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2（第 4 面）のとおり												
1. 商号、名称又は氏名													
2. 役 員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり												
3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2（第 4 面）のとおり												

改正案		現 行	
4. 所属組合の名称		4. 所属組合の名称	
5. 他に営む業務の種類	別添3（第5面）のとおり	5. 他に営む業務の種類	別添3（第5面）のとおり
(削る)		6. 個人の許可申請者の兼職状況	別添4（第6面）のとおり
(削る)		7. 個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添5（第7面）のとおり
(削る)		8. 法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況	別添6（第8面）のとおり
(削る)		9. 法人の許可申請者における子法人等の状況	別添7（第9面）のとおり
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に( )書きで併せて記載すること</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第3面)～(第5面) (略)</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に( )書きで合わせて記載すること</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第3面)～(第5面) (略)</p>	

改 正 案	現 行														
(削る)	<p><u>(第6面)</u> (別添4：個人の許可申請者の兼職状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">常務に従事している他の 法人の商号又は名称</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width: 34%; text-align: center;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p><u>(第7面)</u> (別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">法人等の商号</th> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">主たる営業所又は</th> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">代表者の氏名</th> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類				法人等の商号	主たる営業所又は	代表者の氏名	業務の種類				
常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類													
法人等の商号	主たる営業所又は	代表者の氏名	業務の種類												
(削る)	<p><u>(第7面)</u> (別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">法人等の商号</th> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">主たる営業所又は</th> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">代表者の氏名</th> <th style="width: 16.6%; text-align: center;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人等の商号	主たる営業所又は	代表者の氏名	業務の種類										
法人等の商号	主たる営業所又は	代表者の氏名	業務の種類												

改正案	現 行			
(削る)	又 は 名 称	事 務 所 の 所 在 地		
<p>(注意事項)</p> <p>1 「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第 50 条の 2 第 1 項第 1 号口に規定する次の基準に従い記載すること  当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類  (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等  (2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p><u>(第 8 面)</u></p> <p>(別添 6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p>				
役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類	

改 正 案	現 行											
(削る)	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-bottom: 10px;"></div> <p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p><u>(第9面)</u></p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">子法人等の商号 又は 名 称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第50条の2第1項第2号口に規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在</p>				子法人等の商号 又は 名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は 名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類									

改 正 案	現 行
<p>特定信用事業代理業の再受託の許可 参考様式 4 - 2</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法 第 52 条の 37 第 1 項の規定により特定信用事業代理業の再受託に</p>	<p>地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類 (1)当該法人の子法人等 (2)当該法人の親法人等（水協法施行令第 9 条第 2 項に規定する親法人等をいう。） (3)当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。） 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、 傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を 定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J - 金融業、保険 業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>特定信用事業代理業の再受託の許可 参考様式 4 - 2</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法 第 52 条の 37 第 1 項の規定により特定信用事業代理業の再受託に</p>

改正案	現 行
<p>関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、            事実相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類            1～5 (略)</p> <p>6 <u>申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)</u></p> <p>7 <u>申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 <u>信用事業命令第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)</u></p> <p>11 <u>役員が信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)</u></p> <p>12 <u>役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面(申請者が法人であるときに提出)</u></p>	<p>関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、            事実相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類            1～5 (略)            (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 <u>信用事業命令第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面</u></p> <p>9 <u>役員が信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面</u>            (新設)</p>

改正案	現行								
<p>13 <u>当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</u></p> <p>14～19 （略）</p> <p>20 <u>所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面</u></p> <p>21～26 （略）</p> <p>27 <u>特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、参考様式 4－1 の添付書類「14 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</u></p> <p>28 （略）</p> <p>（第 2 面）</p>	<p>（新設）</p> <p>10～15 （略）</p> <p>16 <u>所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の 4 第 6 号及び第 7 号に規定する書面</u></p> <p>17～22 （略）</p> <p>23 <u>特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、参考様式 4－1 の添付書類「10 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</u></p> <p>24 （略）</p> <p>（第 2 面）</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="136 1161 595 1238">1. 商号、名称又は氏名</td> <td data-bbox="595 1161 1115 1238"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1238 595 1313">2. 役員 の 氏 名</td> <td data-bbox="595 1238 1115 1313">別添 1（第 3 面）のとおり</td> </tr> </table>	1. 商号、名称又は氏名		2. 役員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 1161 1592 1238">1. 商号、名称又は氏名</td> <td data-bbox="1592 1161 2103 1238"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1238 1592 1313">2. 役員 の 氏 名</td> <td data-bbox="1592 1238 2103 1313">別添 1（第 3 面）のとおり</td> </tr> </table>	1. 商号、名称又は氏名		2. 役員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり
1. 商号、名称又は氏名									
2. 役員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり								
1. 商号、名称又は氏名									
2. 役員 の 氏 名	別添 1（第 3 面）のとおり								

改正案		現行	
3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2（第4面）のとおり	3. 特定信用事業代理業行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2（第4面）のとおり
4. 所属組合の名称		4. 所属組合の名称	
5. 他に営む業務の種類	別添3（第5面）のとおり	5. 他に営む業務の種類	別添3（第5面）のとおり
(削る)		6. <u>個人の許可申請者の兼職状況</u>	<u>別添4（第6面）のとおり</u>
(削る)		7. <u>個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況</u>	<u>別添5（第7面）のとおり</u>
(削る)		8. <u>法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況</u>	<u>別添6（第8面）のとおり</u>
(削る)		9. <u>法人の許可申請者における子法人等の状況</u>	<u>別添7（第9面）のとおり</u>
6. 特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	<u>別添4（第6面）のとおり</u>	10. 特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	<u>別添8（第10面）のとおり</u>
(記載上の注意) 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の氏名」		(記載上の注意) 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の氏名」	

改正案

- (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
- (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
- (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に（ ）書きで併せて記載すること

2・3 (略)

(第3面) ~ (第5面) (略)

(削る)

現行

- (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
- (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
- (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで合わせて記載すること

2・3 (略)

(第3面) ~ (第5面) (略)

(第6面)

(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類Jー金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

改正案

現行

(削る)

(第7面)

(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

- 1 「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第50条の2第1項第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること  
 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類  
 (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等  
 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(削る)

(第8面)

(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

改 正 案	現 行								
(削る)	商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">(ふりがな) 役員の氏名</th> <th style="width: 30%;">常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称</th> <th style="width: 30%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類				
	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類					
<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p><u>(第9面)</u></p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p>									
商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">子法人等の商号 又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width: 20%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 35%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類						

改 正 案	現 行														
<p>(第 6 面)</p> <p>(別添 4 : 特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>2. 役 員 の 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	1. 商号、名称又は氏名		2. 役 員 の 氏 名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第 50 条の 2 第 1 項第 2 号ロに規定する次の基準に従い記載すること  当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類  (1) 当該法人の子法人等  (2) 当該法人の親法人等（水協法施行令第 9 条第 2 項に規定する親法人等をいう。）  (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>(第 10 面)</p> <p>(別添 8 : 特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>2. 役 員 の 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>							1. 商号、名称又は氏名		2. 役 員 の 氏 名	
1. 商号、名称又は氏名															
2. 役 員 の 氏 名															
1. 商号、名称又は氏名															
2. 役 員 の 氏 名															

改正案		現行	
3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地		3. 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	
4. 所属組合の名称		4. 所属組合の名称	
5. 他に営む業務の種類		5. 他に営む業務の種類	
(削る)		6. 個人の許可申請者の兼職状況	
(削る)		7. 個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	
(削る)		8. 法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況	
(削る)		9. 法人の許可申請者における子法人等の状況	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に( )書きで併せて記載すること</p> <p>2・3 (略)</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に( )書きで合わせて記載すること</p>	

改正案	現 行
(削る)	<p>2・3 (略)</p> <p>変更の届出(特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合)</p> <p><u>参考様式 4-4-9-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>新たに他の法人の常務に従事することとなりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

改正案	現 行	
	当該他の法人の商号又は名称	
	主たる営業所等の所在地	
	業 務 の 種 類	
	変 更 年 月 日	
	理 由	
(削る)	<p>(注) 記載要領</p> <p>申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事することとなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事することとなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出(特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合)</p> <p><u>参考様式4-4-9-2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	

改 正 案	現 行				
	<p data-bbox="1160 256 1581 339">           財務(支)局長 ○○○○ 殿            農林水産大臣 ○○○○ 殿         </p> <p data-bbox="1518 451 2042 630">           住所又は所在地            商号、名称又は氏名            代表者            (担当部署、担当者、担当者連絡先)         </p> <p data-bbox="1397 692 1814 724">           兼職状況の変更に係る届出書         </p> <p data-bbox="1133 790 2078 917">           他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。         </p> <p data-bbox="1585 983 1621 1015">           記         </p> <table border="1" data-bbox="1146 1070 2085 1268"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1070 1516 1169">当該他の法人の商号又は名称</td> <td data-bbox="1518 1070 2085 1169"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1171 1516 1268">当該他の法人の主たる営業所等の所在地</td> <td data-bbox="1518 1171 2085 1268"></td> </tr> </tbody> </table>	当該他の法人の商号又は名称		当該他の法人の主たる営業所等の所在地	
当該他の法人の商号又は名称					
当該他の法人の主たる営業所等の所在地					

改正案	現 行	
<p>(削る)</p>	理 由	
	<p>(注) 記載要領</p> <p>申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出(特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合)</p> <p><u>参考様式 4-4-9-3</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>	

改正案

現行

兼職状況の変更に係る届出書

常務に従事する他の法人の商号（名称若しくは業務の内容）の変更がありましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更事項	変更後	
	変更前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )	
理 由		

(削る)

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更）

参考様式 4 - 4 - 1 0

年 月 日

改 正 案	現 行											
	<p data-bbox="1160 256 1576 339">           財務(支)局長 ○○○○ 殿            農林水産大臣 ○○○○ 殿         </p> <p data-bbox="1518 403 1615 486" style="text-align: center;">           住 所            氏 名         </p> <p data-bbox="1144 547 2069 630" style="text-align: center;">           総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等            の変更に係る届出書         </p> <p data-bbox="1133 694 2080 869">           ○○の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者            となった（保有者でなくなった）ので、水産業協同組合法第 108 条            において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に            基づき、下記のとおりお届けいたします。         </p> <p data-bbox="1592 933 1626 965" style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1144 1023 2085 1347"> <tr> <td data-bbox="1144 1023 1516 1102">当該法人等の商号又は名称</td> <td colspan="2" data-bbox="1518 1023 2085 1102"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1104 1344 1262" rowspan="2">変更事項</td> <td data-bbox="1346 1104 1516 1184">変更後</td> <td data-bbox="1518 1104 2085 1184"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 1185 1516 1262">変更前</td> <td data-bbox="1518 1185 2085 1262"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1264 1516 1347">当該法人等の主たる 営業所等の所在地</td> <td colspan="2" data-bbox="1518 1264 2085 1347"></td> </tr> </table>	当該法人等の商号又は名称			変更事項	変更後		変更前		当該法人等の主たる 営業所等の所在地		
当該法人等の商号又は名称												
変更事項	変更後											
	変更前											
当該法人等の主たる 営業所等の所在地												

改正案	現 行	
	当該法人等の代表者氏名	
	当該法人等の業務の種類	
	変 更 年 月 日	
	理 由	
(削る)	<p>(注) 記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更にあたり、当該変更事項について記載すること</li> <li>2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</li> </ol> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法</p>	

改正案	現 行		
	<p>人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更)  <u>参考様式 4-4-11</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿  農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地  商号又は名称  代表者  (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書</p> <p>子法人等について○○を変更いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">当該法人等の商号又は名称</td> <td></td> </tr> </table>	当該法人等の商号又は名称	
当該法人等の商号又は名称			

改正案	現 行	
	変更事項	変更後
		変更前
	当該法人等の主たる営業所の所在地	
	当該法人等の代表者の氏名	
	当該法人等の業務の種類	
	変 更 年 月 日	
	理 由	
	(削る)	<p>(注) 記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更した際、当該変更事項について記載すること</li> <li>2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</li> </ol> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている</p>

改正案	現 行		
	<p>事業の変更)  <u>参考様式 4-4-12-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿  農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地  商号又は名称  代表者  (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が新たに行う事業に係る届出書</p> <p>役員が新たに事業を行うことになりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">新たに行う事業の種類</td> <td></td> </tr> </table>	新たに行う事業の種類	
新たに行う事業の種類			

改正案	現 行	
(削る)	開始年月日	年 月 日 ( )
	理 由	
変更の届出(特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更)		
<u>参考様式4-4-12-2</u>		
年 月 日		
財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿		
所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)		
役員が行う事業の廃止に係る届出書		
役員が行う事業を廃止いたしましたので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。		

改 正 案	現 行						
(削る)	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">記</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">廃止した事業の種類</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">廃 止 年 月 日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日 ( )</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>変更の届出(特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更)  <u>参考様式4-4-12-3</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿  農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">所在地  商号又は名称  代表者  (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>	廃止した事業の種類		廃 止 年 月 日	年 月 日 ( )	理 由	
廃止した事業の種類							
廃 止 年 月 日	年 月 日 ( )						
理 由							

改 正 案	現 行											
<p style="text-align: center;">変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更） 参考様式 <u>4-4-9</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p>	<p style="text-align: center;">役員が行って事業の変更に係る届出書</p> <p>役員が行う事業を変更いたしましたので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">変更の内容</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">変更後</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日 ( )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更） 参考様式 <u>4-4-13</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p>	変更の内容	変更後		変更前		変 更 年 月 日	年 月 日 ( )		理 由		
変更の内容	変更後											
	変更前											
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )											
理 由												

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>住所又は所在地</u> 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略) (注) (略)</p> <p>変更の届出(特定信用事業代理業者である個人又は特定信用代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合)(半期分届出用) <u>参考様式 4-9-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: center;"><u>所在地</u> 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略) (注) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p>住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>兼職状況の変更に係る届出書 ( 年度 半期分)</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p>————— ○ —————</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(参考様式 4-9-1 の 2)を作成し、個別表(参考様式 4-9-1 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>参考様式 4-9-1 の 2</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案

現行

兼職状況の変更に係る届出書 総括表 ( 年度 半期分)

商号、名称又は氏名

番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所等 の所在地	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式 4-9-1 の 3

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	

(新設)

改 正 案		現 行
業 務 の 種 類		
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )	
理 由		
<p>(注) 記載要領</p> <p>申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した          役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出(特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代          理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場          合)(半期分届出用)</p> <p><u>参考様式 4-9-2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿          農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地          商号、名称又は氏名          代表者          (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>		(新設)

改正案

現行

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4-9-2 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4-9-2 の 3）も添付すること  
 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4-9-2 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名

番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所等 の所在地	変更年月日	理由

(新設)

改正案

現行


(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式4-9-2の3

(新設)

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
業 務 の 種 類	
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )
理 由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の

改正案	現 行
<p>法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用）</p> <p><u>参考様式 4－9－3</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p>	<p>(新設)</p>

改正案

現行

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式4-9-3の2）を作成し、個別表（参考様式4-9-3の3）も添付すること  
 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式4-9-3の2

兼職状況の変更に関する届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名

番号	当該他の法人の 商号又は名称	変更事項	変更年月日	理由

(新設)

改正案

現行

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式 4-9-3 の 3

(新設)

当該他の法人の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
変更年月日	年 月 日 ( )	
理	由	

変更の届出(特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更)(半期分届出用)

(新設)

参考様式 4-10

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所または所在地

改正案		現行													
<p>商号、名称又は氏名</p> <p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替 えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業 等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙の とおりお届けいたします。</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4 - 10 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4 - 10 の 3） も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>参考様式 4 - 10 の 2</u></p> <p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更 に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>当該法人等の 商号又は名称</th> <th>当該法人等の主たる 営業所等の所在地</th> <th>変更事項</th> <th>変更年月日</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由							<p>(新設)</p>	
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由										

改正案						現行	
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p><u>参考様式4-10の3</u></p>						(新設)	
当該法人等の商号又は名称							
変更事項	変更後						
	変更前						
当該法人等の主たる営業所等の所在地							
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称							
当該法人等の業務の内容							

改正案		現行
変更年月日	年 月 日 ( )	
理由		
<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）</p> <p><u>参考様式4-11</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p>		(新設)

改正案	現 行
<p>所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>子法人等に係る変更届出書 ( 年度 半期分)</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p>————— ○ —————</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(参考様式 4-11 の 2)を作成し、個別表(参考様式 4-11 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>参考様式 4-11 の 2</u></p> <p>子法人等に係る変更届出書 総括表 ( 年度 半期分)</p>	<p>(新設)</p>



改 正 案		現 行
当該法人等の主たる営業所の所在地		(新設)
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )	
理 由		
<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用）</p> <p><u>参考様式 4 - 1 2 - 1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿</p>		

改正案	現行
<p>農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p>所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>役員が新たに行う事業に係る届出書 ( 年度 半期分)</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(参考様式 4-12-1 の 2)を作成し、個別表(参考様式 4-12-1 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>参考様式 4-12-1 の 2</u></p> <p>役員が新たに行う事業に係る届出書 総括表 ( 年度 半期分)</p>	<p>(新設)</p>



改正案		現行
役員の氏名		
開始年月日	年 月 日 ( )	
理由		
変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用） <u>参考様式 4 - 1 2 - 2</u>		(新設)
年 月 日		
財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿		
所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）		
役員が行う事業の廃止に係る届出書（ 年度 半期分）		
標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替		

改正案

現行

えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4-12-2 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4-12-2 の 3）も添付すること  
 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4-12-2 の 2

役員が行う事業の廃止に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号又は名称

番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	理由

(新設)



改 正 案	現 行
<p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p>所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>役員が行う事業の変更に係る届出書 ( 年度 半期分)</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p>————— ○ —————</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(参考様式 4-12-3 の 2)を作成し、個別表(参考様式 4-12-3 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>参考様式 4-12-3 の 2</u></p>	<p>(新設)</p>



改 正 案			現 行		
	変 更 前				
変 更 年 月 日		年 月 日 ( )			
理	由				
<p>不祥事件等 参考様式 <u>4 - 1 3</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">不祥事件等届出書</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業</p>			<p>不祥事件等 参考様式 <u>4 - 9</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">不祥事件等届出書</p> <p>標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業</p>		

改正案	現行
<p>等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）<u>第 50 条の 31 第 1 項第 4 号</u>の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 別紙は、信用事業命令<u>第 50 条の 31 第 4 項第 1 号及び第 2 号</u>に係るものについては参考様式 4-9②により、同項第 4 号に係るものについては参考様式 4-9③により、同項第 3 号及び第 5 号に係るものについては参考様式 4-9②または 4-9③を適宜準用して届け出るものとする</p> <p>参考様式 <u>4-13②</u> (略)</p> <p>参考様式 <u>4-13③</u> (略) (注) (略)</p> <p>参考様式 <u>4-14</u> (略)</p>	<p>等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）<u>第 50 条の 31 第 1 項第 3 号</u>の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 別紙は、信用事業命令<u>第 50 条の 31 第 3 項第 1 号及び第 2 号</u>に係るものについては参考様式 4-9②により、同項第 4 号に係るものについては参考様式 4-9③により、同項第 3 号及び第 5 号に係るものについては参考様式 4-9②または 4-9③を適宜準用して届け出るものとする</p> <p>参考様式 <u>4-9②</u> (略)</p> <p>参考様式 <u>4-9③</u> (略) (注) (略)</p> <p>参考様式 <u>4-10</u> (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和 6 年 11 月 30 日から適用する。